C　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

D　当該工事に配置予定の監理技術者又は主任技術者（建築一式工事として行う場合に配置する技術者を含む。）（以下「配置予定技術者」という。）及びその他構成員の配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

なお、監理技術者を配置予定技術者（又はその他構成員の配置予定技術者）とする場合には、上記Cの写しによって上記の資料に代えることができるが、当該写しに記載されている所属建設企業の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称とが異なるなど、直接的かつ恒常的な雇用関係に疑義があると認められる場合には、上記の資料を求めるものとする。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

イ　工事種別　電気設備工事

A　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ　技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者。）

ｂ　国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者

B　平成６年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ａからｅまでの要件を満たす新設の電気設備工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設共同企業体の場合の構成員の実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。）。

ただし、平成８年４月１日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあっては、工事成績評定が65点未満のものを除く。

ａ　建物用途：⑶⑦エＢａに同じ。

ｂ　建物規模：延べ床面積15,000㎡以上

ｃ　階数：地上５階以上

ｄ　工事種目：電灯設備

（ただし、④ウで工事種目を分割して工事を分担する場合には、分割した工事種目（電灯設備又は火災報知設備）毎の施工経験を有すること。）

ｅ　上記ａからｄまでは同一工事の実績であること。

C　アCに同じ。

D　アDに同じ。

ウ　工事種別　暖冷房衛生設備工事

A　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ　技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。

ｂ　改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。

ｃ　国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者と認定した者。

B　平成６年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ａからｅまでの要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設共同企業体の場合の構成員の実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。）。

ただし、平成８年４月１日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設省大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る施工実績にあっては、工事成績評定が65点未満のものを除く。

ａ　建物用途：⑶⑦エＣａに同じ。

ｂ　建物規模：延べ床面積15,000㎡以上

ｃ　階数：地上５階以上

ｄ　工事種目：空気調和設備

（ただし、④ウで工事種目を分割して工事を分担する場合には、分割した工事種目（空気調和設備又は給排水設備）毎の施工経験を有すること。）

ｅ　上記ａからｄまでは同一工事の実績であること。

C　アCに同じ。

D　アDに同じ。

⑥　配置予定技術者は、本施設の引渡日までの間（工事種別、工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。）、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めない。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

①　工事監理企業は、国土交通省大臣官房官庁営繕部における平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「建築関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　工事監理企業は、建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしていること。

④　次のアからオまでに示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。ただし、工事監理者は⑶④の設計企業で配置する管理技術者との兼務は認めない。

配置する各監理主任技術者の分担する業務内容は、次に関する業務を総括し、工事監理者を補助する業務とする。

ア　工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の４第４項に規定する業務及び統括に関する業務。

イ　建築監理主任技術者については、告示別添一、第２項第一号による工事監理で、第１項第二号ロ⑴における⑴総合に定める成果図書に基づき行う業務。

ウ　構造監理主任技術者については、告示別添一、第２項第一号による工事監理で、第１項第二号ロ⑴における⑵構造に定める成果図書に基づき行う業務。

エ　電気設備監理主任技術者については、告示別添一、第２項第一号による工事監理で、第１項第二号ロ⑴における⑶設備(ⅰ)に定める成果図書に基づき行う業務。

オ　機械設備監理主任技術者については、告示別添一、第２項第一号による工事監理で、第１項第二号ロ⑴における⑶設備(ⅱ)～(ⅳ)に定める成果図書に基づき行う業務。

⑤　工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑥　工事監理者は、一級建築士であること。